

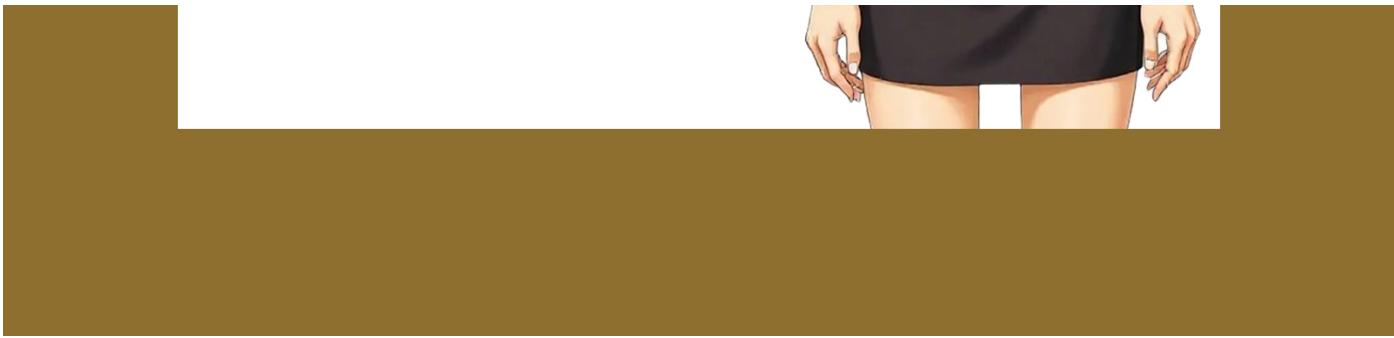
サラリーマンのための最強！節税術

田中

はじめに

サラリーマンは 納税しそうぎ





はじめに：サラリーマンは納税しそう

こんにちは、田中です。サラリーマン投資家です。詳細は私のブログに載せておりますのでご確認ください。

ブログURL：<https://asset-academy.co/profile/>

私は仕事のなかで、日々さまざまなビジネスマンと出会い、お話をさせていただきます。そんななか私が常々感じていることは、日本の労働者、特に日本のサラリーマンは、納税しそうしているということです。

財務省によると、令和7年度の日本の国民負担率（所得にかかる社会保険料と税金の割合）は46.2%となる見込みだそうです。所得の半分近くが社会保険料と税金で占めていることになります。

なぜこれほどまでに負担が重くなっているのでしょうか。理由の一つとしては、少子高齢化が挙げられるでしょう。生産人口が減少する一方で、高齢者は増えているというのが日本の現状です。今後も、社会保険料は年々上がっていくことが予想されます。

また、日本の税制が累進課税であるということも、要因の一つとして挙げられるでしょう。年収が上がれば上がるほど、税金は上がっていきます。年収が上がっていく働き盛りの世代は、子育て世代であるケースが多いです。

子どもの成長とともに生活費も上がっていく一方で、税負担も上がっていく。現役世代にとって、非常に厳しい制度だといえるでしょう。

また、日本は所得控除も限定的です。サラリーマンにとって代表的な控除としては医療費控除が挙げられます。しかし、個人事業主や経営者と違い仕事の経費として計上できるケースがほとんどないため、個人負担が増えてしまいがちなのです。

厳しい現状ではありますが、サラリーマンの方は税制についてよく知らないという方が多いのではないかでしょうか。なぜ税制について勉強する気が起きないのか、それは源泉徴収制度が原因です。

給与から自動的に社会保険料や税金を天引きする源泉徴収制度では、給与からどれだけ税金が取られているか分かりにくいものです。税制の透明性が低くなっているのと同時に税制が複雑になっていることが、税金について学ぶ意欲を失わせています。

サラリーマンが税制に無知なことは、政府にとっても都合が良い仕組みといえるかもしれません。国民の関心が薄れることで、一方的な制度変更も起こりやすくなっています。社会に出る前に税制を学ぶ機会を作るべきですし、政府から会社に向けて税制の勉強をするよう働きかけても良いものです。

しかし、サラリーマンが税制について勉強することは政府にとって不都合だといえるため、実施されることはないでしょう。

忙しいビジネスマンが一から税制を学ぶのは難しいです。そこで、私が日々感じている課題感をもとに、どなたでもすぐに実行に移せる節税方法をこの本にまとめました。自分が働いた分は自分のために使う。そんな当たり前のことを実現するために、ぜひ参考にしていただければと思います。

最後に、著者は税理士ではありません。税理士などへ確認し、自己責任のもと実践していただけますと幸いです。それでは前置きはこのくらいにして、本題に入っていきます。

目次

はじめに：サラリーマンは納税しすぎ

第1章：サラリーマンが献上している税金とは？

給与所得で真実は隠される

難しい多段階の納税スキーム

気づかぬうちに生活に重くのしかかる税金たち

第2章：節税ってどんなこと？

節税は与えられた権利

せっかくの権利を活用しないのは、非常にもったいない

節税と脱税は紙一重？その違いを理解しよう

年収を下げるほど国が優遇を受けられる

第3章：サラリーマンの権利である所得控除をフル活用する

中小企業は申請が必要！基礎控除

配偶者の給与額が分かれ道！配偶者控除・配偶者特別控除

見逃されがちな扶養控除を親族内でもチェックしよう

タクシー代も含まれる！医療費控除

必要不可欠なら節税効果期待！生命保険料控除と地震保険料控除

第4章：日本政府に抗う地方公共団体に乗っかろう！

総務省が嫌がるふるさと納税とは？

ふるさと納税は、節税効果はないがお得は半端ない！

ふるさと納税は得するためならとことんイケ！

攻めすぎると損をする！ふるさと納税の注意点

第5章：年金制度崩壊のための国の罪滅ぼしを利用しろ！

サラリーマンでもiDeCoは加入できる

NISAはハイリスク・ハイリターン商品に使え！

第6章：家を買うなら

自宅を買うなら住宅ローン控除を使え！

住宅ローン控除を使うなら最大限利用しろ！

物件を購入するエリアの自治体を利用しろ！

控除を使いながら資産価値が落ちない自宅を手に入れよう！

第7章：投資用不動産を活用した節税

節税しながら資産形成をする！

投資 × 節税！攻めながら守る！

一気に節税する裏技的手法！

第8章：勤務先の福利厚生を最大限活用する

会社にとって福利厚生費は節税になる！

会社の福利厚生をフル活用しろ！

欲しい福利厚生は労働組合に申請しろ！

老後の年金問題は会社に解決してもらえ！

第9章：法人を活用してさらなる高みへ

法人には経費という秘密の花園がある！

不動産を活用して一人会社経営

法人では車も自宅も経費になる！

代表の医療保険は法人で払え！

まとめ: 効果的な節税戦略の構築

自分の身の丈にあった節税計画を立てる

税金を減らすことだけに集中しない！先を見ろ！

手取り給与を増やして、資産の最大化を目指そう！

自己紹介

第1章

サラリーマンが 献上している税金とは？





第1章：サラリーマンが献上している税金とは？

給与所得で真実は隠される

毎月の給料日は、日々忙しく働くサラリーマンにとって楽しみな日の一つでしょう。しかし、給与が支払われる銀行口座の通帳を確認はするものの、自分の給与明細をしっかり確認していない方も多いのではないでしょうか。

個人事業主は、税理士と相談しながら自分で税金に関する手続きをするケースがほとんどです。しかし、サラリーマンは給与が出る際に自動的に税金が天引きされるため、日ごろから税金の存在を意識しにくくなっています。つまり、給与所得の中に税金についての真実が隠されていることになります。

何に、どれだけの税金がかかっているのか。税金という観点から自分の給与所得について見直すことが、節税の第一歩となります。詳しく見ていきましょう。

難しい多段階の納税スキーム

給与所得にかかる税金は、大きくわけて「所得税」「住民税」「社会保険料」の3つがあります。

所得税は、公共サービスを受ける権利を得るために支払う税金です。年間の所得額に応じ、税率が定められています（累進課税制度）。税率は5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階で設定されています。また、

それぞれの所得額に応じて控除額が定められており、税率を適用した後に、さらに控除額を差し引くことになります。

例えば、年間500万円の所得を得ている場合の年間の所得税は以下の通りになります。

$$5,000,000 \times 20\% \text{ (税率)} - 427,500 \text{ (控除額)} = 572,500$$

所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

年間の所得税を12カ月で割り、毎月所得税が支払われているのです。なお、毎月支払われている所得税は見込み額になります。毎月の給与の支給時

点では、1年間の本当の給与額はわからないためです。そのため、1年間の給与が確定した段階で、年末調整を実施することになります。

次に、住民税について見ていきましょう。

住民税は都道府県や市区町村に対して納められる税金です。税率は全国でそれほど変わらず、10%程度となっています。

所得税との大きな違いは、「前年の所得に対してかかってくる」という点です。社会人1年目の時に住民税はないため、2年目で給与が減ったと感じた方もいらっしゃったのではないかでしょうか。

最後に、社会保険料について見ていきます。社会保険料は「健康保険料」「介護保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」の4つです。

健康保険料は、サラリーマンにとって一番身近な社会保険料だといえるでしょう。通院する際に保険証やマイナンバーカードを提示しますが、普段の医療費は健康保険料からまかなわれています。

健康保険料は所得額に応じて税率が決まっていますが、所得税のように細かく税率がわかれていません。約10%だと理解しておくとよいでしょう。会社勤めのサラリーマンの場合は、会社側が健康保険料の半額を負担しています。つまり、給与が月25万円の場合の健康保険料は約2万5,000円、自己負担分は約1万2,500円ということになります。

介護保険料は、40歳以上65歳未満の方にかかってきます。要介護の状態にある人との介護サービス費に充てられています。税率は全国一律で1.65%で、健康保険料と合わせて納付されます。

介護保険料の税率は上昇傾向にあり、今後もその傾向は続くとみられています。

続いて厚生年金保険料は、その名の通り年金に充てるために徴収される税金です。個人事業主や学生などが加入しているのは国民年金で、サラリーマンの場合は厚生年金に加入することになります。こちらも健康保険料や介護保険料と同様に、半額を会社側が負担しています。税率は18.3%です。

雇用保険料は、失業や育児休業など、仕事ができない状況の際に支払われる給付金に充当されています。雇用保険料についても、税負担は会社側と労働者側で折半されています。税率は業種によって異なり、労働者側の負担率は0.5~0.6%程度です。

気づかぬうちに生活に重くのしかかる税金たち

以上、サラリーマンに課せられる税金の種類について見てきました。実際にどれだけの税金が自分の給与から引かれているのか見てみて、みなさんはどのように感じられたでしょうか。意外と細かく、何種類もの税金が自分が意識しないうちに取られていると感じられたのではないですか。

知らないうちに自分の懐がダメージを受けている。サラリーマンにとって税金とは、まさに”寄生虫”だといえる存在だといえるでしょう。自分のお金は自分で守らなければいけません。次章から、いよいよ節税について解説していきたいと思います。

第2章

節税ってどんなこと？





第2章： 節税ってどんなんこと？

節税は与えられた権利

納税は国民の義務です。その一方で、私は節税は誰しもに与えられている当然の権利だと考えています。では、サラリーマンは実際にどのようにして節税していくべきなのでしょうか。

節税の基本的な考え方は、「所得を減らす所得控除を活用していく」ということになります。前章で見たように、税金は所得にかかります。つまり、所得控除を活用して所得を低くすれば、それだけ税金も減らせるということです。

サラリーマンが使える所得控除の制度は様々です。例えば、配偶者やお子さんがいらっしゃる方は、扶養控除が使える場合があります。そうでない方も、ふるさと納税を活用することですぐに節税対策を取ることができます。それぞれの所得控除の制度については、後ほど詳しく解説していきます。

せっかくの権利を活用しないのは、非常にもったいない

「節税は誰しもに与えられている当然の権利」。先ほど述べた理由がよく分かったのではないでしょうか。節税といっても、違法なことや裏技を使うわけではありません。国が認めている制度を活用することで、サラリーマンでも節税対策を取ることができます。

せっかく国が認めている制度なのに、知らずに活用しないのはもったいないことです。あえて強い言葉を使いますが、正当な権利行使しないこと

は”非国民”であるといえるのではないでしょか。

節税に取り組むことの最大のメリットは、可処分所得が増えることです。可処分所得とは、給与から税金や社会保険料を引いた所得のこと。つまり、自分で自由に使えるお金が増えることになります。

家族や自分のためにがんばって働いて給料を上げていくこと。それはもちろんサラリーマン、一人の社会人として大切な姿勢でしょう。それと同時に、権利行使して自分のお金を守ることも重要なのです。

節税と脱税は紙一重？その違いを理解しよう

節税と認識が同じになってしまいがちな「脱税」があります。節税は当然の権利行使ですが、脱税は立派な犯罪です。節税と脱税の大きな違いとしては、節税は「国の制度を活用して所得を抑えるもの」、脱税は「所得を不正に申告する、または隠すもの」だといえるでしょう。

例えば、代表的な脱税の方法に経費の水増しがあります。領収書を偽造するなどして架空の経費を作り、所得を減らすのです。そのほか売上を過少申告して、税金を減らすといった手法もあります。個人事業主のなかにはこれらのことを行なうケースもあります。税務署は適切に税金が支払われているかチェックしています。まさに個人事業主と税務署の戦いだといえるでしょう。

サラリーマンの方にとって脱税はなじみが薄いと思いますが、節税と脱税は似て非なるものであるということを押さえておきましょう。

年収を下げるに国が優遇を受けられる

可処分所得が増えることが節税の大きなメリットだと述べましたが、それ以外にも節税には大きなメリットがあります。それは、所得を下げることで活用できる制度や控除の範囲が増えるということです。

例えば、所得税を計算する際に適用されるものに基礎控除があります。基礎控除には所得制限があり、2,500万円以上の所得を得ている方には適用されません。また、所得が2,400万円以下の場合は48万円の基礎控除が適用されますが、2,400万円を超えて2,450万円以下の場合は32万円となります。もし所得が2,450万円の方がさまざまな控除制度を活用して所得を2,400万円を超えないようにできれば、基礎控除額を32万円から48万円にできるのです。

所得額によって控除額が異なるものはほかにもあります。配偶者がいる場合に適用される配偶者控除は所得が900万円以下のは38万円、900万円を超えて950万円以下の場合は26万円の控除額が適用されます。こちらも基礎控除と同様に、900万円を超えるか超えないかによって控除額に大きく差が出るのです。

基礎控除の例

所得額	控除額
2,400万円以下	48万円

↑所得2,450万円の方が制度を使って2,400万円以下にすることで控除額が16万円も変わる

所得額	控除額
2,400万円超2,450万円以下	32万円

配偶者控除の例

所得額	控除額
900万円以下	38万円

↑所得が900万円を超えるか否かによって控除額が12万円も変わる

所得額	控除額
900万円超950万円以下	26万円

所得控除を活用することで、さらに違う控除の制度を活用できる。これがサラリーマンの節税の基本スタイルとなるといえるでしょう。

他にも各地方自治体で異なりますが所得によって様々な優遇措置があります。「所得800万円未満の家庭に対する住宅リフォームの補助金」、「所得

600万円未満の家庭に対する最新のECO家電導入による補助金」などがあります。

また、認可保育所の保育料は、主に世帯の所得に基づいて決定されます。具体的には、世帯全体の住民税所得割額の合計が基準となります。共働き夫婦の場合、夫婦それぞれの所得割額を合算して計算します。所得が低いほうの保育料は当然ながら下がるという仕組みです。少しの節税をするだけで年間の保育料が数十万円変わるケースも出てくるのです。

第3章

サラリーマンの権利である 所得控除をフル活用する





第3章：サラリーマンの権利である所得控除をフル活用する

中小企業は申請が必要！基礎控除

この章では、サラリーマンの権利ともいえる所得控除について解説していきます。その前に、所得控除と似た意味を持つ給与所得控除について見てていきましょう。

給与所得控除と所得控除は言葉は似ていますが、意味は全く異なります。一言でいうと給与所得控除は「会社から給与をもらっている方」にしか適用されません。つまり、個人事業主などではないサラリーマンにしか適用できない控除なのです。

個人事業主は、仕事に関する飲食代や備品などを経費として計上できます。一方で、サラリーマンは仕事で使うスーツや備品は経費として扱えません。そのため、必要経費に相当する額を給与所得から控除できるのです。給与所得控除の額は年収によって変わり、年収が360万1円から660万円までの方は「収入金額 × 20% + 44万円」が控除されます。

次に、所得控除は個人の事情によって変化する控除だといえます。先ほど配偶者控除について触れましたが、配偶者がいるか否かは個人によって異なるでしょう。この章で解説する控除は基本的に所得控除のことを指していると理解しておきましょう。

最初に取り上げる所得控除は「基礎控除」です。基礎控除は年収から給与所得控除を引いた所得に適用される控除です。年末調整での申請が必要となります。控除額は所得額によって異なり、詳しくは以下の通りです。

所得額	基礎控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

配偶者の給与額が分かれ道！配偶者控除・配偶者特別控除

続いて、配偶者控除・配偶者特別控除についても見ていきましょう。配偶者控除・配偶者特別控除はいずれも配偶者が被扶養者であることが条件です。

配偶者控除は配偶者の年間の所得が58万円以下であれば適用されます。一方、配偶者特別控除は配偶者の年間の所得が58万円超133万円以下の方が対象です。ただし、配偶者の所得が給与所得のみの場合は、配偶者控除については年収123万円以下、配偶者特別控除については年収201万6,000円以下であれば対象となります。

それぞれの控除額については、扶養者の年間所得によって異なります。

〈配偶者控除の例〉

- 夫が扶養者、妻が被扶養者
- 夫の年間所得が900万円超950万円以下、妻の年間所得が123万円以下
所得税を計算する際に26万円、住民税を計算する際に22万円が控除

〈配偶者特別控除の例〉

- 夫が扶養者、妻が被扶養者
- 夫の年間所得が900万円超950万円以下、妻の年間所得が100万円超105万円以下
控除額は21万円

配偶者控除と配偶者特別控除の早見表は以下の通りです。

	被扶養者の合計所得額	被扶養者の収入が給与所得だけの場合の収入額	扶養者の合計所得額		
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
配偶者控除 老人控除対象 配偶者 (※)	58万円以下	123万円以下	所得税：38万円 住民税：33万円	所得税：26万円 住民税：22万円	所得税：13万円 住民税：11万円
			所得税：48万円 住民税：38万円	所得税：32万円 住民税：26万円	所得税：16万円 住民税：13万円
配偶者特別控除	58万円超95万円以下	123万円超150万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超100万円以下	150万円超155万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超105万円以下	155万円超160万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	160万円超166万7,999円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	166万7,999円超175万1,999円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	175万1,999円超183万1,999円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	183万1,999円超190万3,999円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	190万3,999円超197万1,999円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	197万1,999円超201万5,999円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円円超	201万5,999円超	0円	0円	0円

※その年の12月31日現在の年齢が、70歳以上の控除対象配偶者
配偶者特別控除

見逃されがちな扶養控除を親族内でもチェックしよう

配偶者控除・配偶者特別控除と似た制度に、扶養控除があります。配偶者控除・配偶者特別控除は扶養している配偶者がいる方に適用されますが、扶

養控除は配偶者以外の16歳以上の扶養している親族がいる方が対象となります。同一生計の6親等内の親族、3親等内の姻族がいる方というのが条件です。

ただし、扶養控除についても配偶者控除と同様に被扶養者の年間の給与所得が123万円を超えると利用できなくなります。

扶養控除は被扶養者の年齢や、被扶養者が70歳以上の場合は同居しているか否かによって控除額が変わってきます。こちらも申請できるのに埋もれていかないか、親族内を調べてみてください。父母と同居していて生活を賄っている人もいます。申請しないのは損ですよ。

タクシー代も含まれる！医療費控除

医療費控除は1月1日～12月31日までの医療費が10万円以上だった場合に受けられる所得控除です。本人だけでなく、同居家族の医療費も含まれます。病院での診療費や薬代、妊娠中の定期健診費などさまざまな医療費が対象となります。

控除額については以下の通りです。

1年間の医療費の合計－保険金などで補てんされた金額－10万円

「保険金などで補てんされた金額」とは、生命保険に加入していた場合に支給された入院費や健康保険で支給される出産育児一時金などです。

医療費控除は、なんと病院までのタクシー代も医療費として考えられる場合があります。基本的には通院のための公共交通機関の利用代を医療費として含めますが、急を要したり公共交通機関が利用できなかつたりといった場合はタクシー代も医療費と考えてよいのです。

医療費控除については年末調整ではなく、確定申告での申請が必要となります。対象である場合は、忘れず申請するようにしましょう。

特に高齢者と同居の人はチェックしないと大きな損失になりますよ。

必要不可欠なら節税効果期待！生命保険料控除と地震保険料控除

生命保険料控除は、年間の保険料の額に応じて控除される所得控除の一つです。「一般生命保険料控除（終身保険、三大疾病保険など）」「介護医療保険料控除（医療保険、がん保険など）」「個人年金保険料控除」の3つの区分があります。

3つの区分についてそれぞれ控除が適用され、年間の保険料によって控除額も変わってきます。所得税と住民税で控除額は変わり、例えば年間の保険料が8万円を超えている場合は、所得税について一律4万円が控除されます。

控除額については限度額も定められており、3つの区分合計で所得税の場合は最大12万円、住民税の場合は7万円が控除されます。

生命保険料控除のほか、地震保険料も控除の対象となります。地震保険料控除の条件は、保険の契約者本人や同一生計の配偶者、親族が所有する建物、または家財にかけられている地震保険です。また、居住用の建物であることも条件の一つになります。

地震保険料控除についても所得税と住民税で控除額が異なります。所得税の場合は年間の地震保険料が5万円以下の場合は保険料の全額、5万円を超えている場合は一律5万円が控除されます。一方、住民税の場合は年間の保険料が5万円以下の場合は保険料の2分の1、5万円を超えている場合は一律2万5,000円が控除額です。

保険に加入している方は、忘れず年末調整で申請しておきましょう。

この制度を使った裏技もあります。お金を増やしながら節税もできるスゴ技です。詳細は割愛しますが私のブログに書いていますのでぜひ参考にしてください。

ブログURL：<https://asset-academy.co/profile/>

第4章

日本政府に抗う
地方公共団体に乗つかろう！





第4章：日本政府に抗う地方公共団体に乗っかろう！

総務省が嫌がるふるさと納税とは？

2008年から始まり、今や定着した制度が「ふるさと納税」です。

ふるさと納税は、自分が住民登録している自治体以外の、自分の好きな自治体に寄付をするという制度です。自己負担分の2,000円を超える寄付額が所得税と住民税から控除されます。控除額には上限があり、「総所得金額など×40%－2,000円（自己負担分）」です。限度額についてはネットでシミュレーションできます。

控除を受ける場合は、確定申告などの手続きが必要です。

ふるさと納税の大きな特徴が、寄付額の3割相当の返礼品を寄付先の自治体からもらえるということです。つまり、10万円を寄付したとすれば、3万円相当の返礼品を受け取れることになります。返礼品はその自治体の特産品や、ユニークなところになると1日村長体験など体験型のものもあります。

いいこと尽くしだと思えるふるさと納税ですが、実は総務省が制度について良く思っていないのではないかという見方もあります。

前述の通り、ふるさと納税では寄付額の3割相当の返礼品を受け取れます。総務省は「3割を超えてる」として問題があるとされる自治体の名前を公表しました。また、ふるさと納税では一般的に楽天などが運営する仲介サイトから寄付先を選びます。しかし、総務省はポイントを付与している仲介サイトのポイント付与について、2025年10月から禁止するという決定を打ち出しました。

自治体が仲介サイトで寄付を募る背景としては、手間の削減と集客力があります。ふるさと納税を受け付けるために自治体が自らサイトを運営するのは、現実的な工数を考えると厳しいものがあるでしょう。また、楽天などもともと集客力のあるサイトで寄付を募る方が、各自治体としては寄付を受け付けやすくなります。

ふるさと納税は、自分の税金の支払先を選べる制度です。つまり、自分の税金に対して国民の意識が高まることにつながります。そういう背景もあって、国側から制限がかかっているのです。

だからこそ、我々国民は制度について理解し、税金について意識を高めていく必要があるでしょう。国が制限をかけようとしているということは？どういうことなのか理解が大切です。

ふるさと納税は、節税効果はないがお得は半端ない！

ふるさと納税については、直接的な節税効果はありません。寄付額が所得税や住民税から控除されはしますが、自分の選んだ自治体に寄付という形で前払い納税することと等しいです。

しかし、ふるさと納税を活用するメリットは、「お得感」にあります。活用しなければ単に所得税や住民税を支払うだけですが、ふるさと納税を活用することで税金を払いながら自治体から返礼品を受け取ることができます。

ふるさと納税は得するためならとことんイケ！

では、ふるさと納税でお得感を得るためににはどのようにすれば良いのでしょうか。

まずは、ふるさと納税の控除限度額が7,000円を超える方は積極的に活用すべきだといえるでしょう。ふるさと納税には自己負担金として2,000円がかか

ってきます。一般的に考えると7,000円未満の範囲で寄付をしても、自己負担分2,000円に見合った返礼品を受け取れないと考えられるためです。

また、自分の欲しい返礼品があるかというのも寄付をする際の大きなポイントの一つでしょう。お肉やお魚、お米のほか、その地域ならではの食器など、返礼品にはさまざまなものがあります。ネットショッピングを楽しむつもりで返礼品を選ぶと良いかもしれません。

また、支払い方法としてはクレジットカードを選ぶのもお得感をアップさせる手法です。仲介サイトのポイントについては規制が入りましたが、クレジットカードのポイントについては制限がありません。

お得感があればどんどん活用する。これがふるさと納税を活用する上の基本姿勢になります。

攻めすぎると損をする！ふるさと納税の注意点

活用することをおすすめしてきたふるさと納税ですが、注意点もいくつかあります。

まずは控除限度額を超えない範囲で寄付するということです。限度額を超えると控除が受けられなくなってしまうため注意しましょう。

返礼品を選ぶ際にも考慮すべきポイントがあります。当たり前のことですが、自分のニーズに合ったものを選ぶことが大切です。その上で、品質や安全性にも注意しましょう。口コミが見れる返礼品もあるため、確認することも重要です。

寄付のタイミングにも注意しましょう。ふるさと納税は1月1日から12月31日までが対象となります。控除を受ける際には寄付した翌年の3月15日までに確定申告しなければなりません。寄付先の自治体からは「寄付金受領証明書」が発行されますが、確定申告の際には証明書が必要になるのです。その

ため、寄付したタイミングが遅すぎると、確定申告に間に合わない場合があります。

寄付するタイミングとしては返礼品の在庫が豊富な1月、または証明書の発行に余裕がある10月ごろがおすすめです。

第5章

年金制度崩壊のための
国の罪滅ぼしを利用する！





第5章：年金制度崩壊のための国の罪滅ぼしを利用しろ！

サラリーマンでもiDeCoは加入できる

1961年に国民皆年金が実現し、60年以上が経ちました。以前までは当たり前のように国民全員が受け取れるはずだった年金ですが、少子高齢社会となり、年金制度は崩壊寸前となっています。

そんな年金制度崩壊の罪滅ぼしのために政府が進めているのが、国民の私的年金の活用です。私的年金の代表的なものにiDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）があります。iDeCoは自分で掛け金を拠出し、自分で運用し、資産を増やしていく制度です。65歳まで掛け金を拠出でき、60歳以降に増やした資産から老齢給付金を受け取れます。まさに国に頼ることのない、自立型の年金制度だといえるのです。

みなさんのなかには「iDeCoは厚生年金に加入できない自営業者が加入するもの」というイメージがある方もいらっしゃるかもしれません。しかし、実は20歳以上60歳未満のサラリーマンの方であれば誰でも加入できるのです。

資産を自分で形成できるという利点があるiDeCoですが、税金の面でもメリットがあります。それは、年間の掛け金全額を所得控除とできる点です。掛け金には上限が設けられており、企業型DC（企業型確定拠出年金）がない企業に勤めているサラリーマンの掛け金の上限月額は23,000円となっています。

iDeCoでは上限額を超えない範囲で掛け金を拠出し、金融商品を運用していくことになります。運用商品は大きくわけて「元本確保型商品」「投資信託」にわかれ、リターンとリスクが変わります。一般的に元本確保型商品は元本

割れしない運用を目指すためローリスクローリターン、投資信託は投資先によって資産の増減が変わっていくためハイリスクハイリターンとなっています。

資産形成のほか節税効果もあるiDeCo。将来の年金制度崩壊も見据えて入っておきたい私的年金だといえるでしょう。

iDeCoの概要

対象者	原則20歳以上65歳未満
拠出限度額（月額）	企業型DCがない企業に勤めている会社員 2万3,000円
	企業型DCにのみ加入している会社員 2万円
	企業型DB(確定給付年金)に加入している会社員 1万2,000円
	企業型DC、企業型DBどちらも加入している会社員 1万2,000円
運用商品	元本確保型商品 元本割れしない運用を目指すためローリスクローリターン
	投資信託 投資先によって資産の増減が変わっていくためハイリスクハイリターン
受け取り	原則60歳以降に受け取り
税の優遇	・年間の掛金全額を所得控除とできる ・運用益は非課税

NISAはハイリスク・ハイリターン商品に使え！

資産形成の手法としてiDeCoと並んで知られているのがNISA（少額投資非課税制度）です。NISAはその名の通り、少額の投資で資産形成を図る制度となっています。通常、投資で得た利益については課税されますが、NISAによって得た利益は非課税となります。またiDeCoと違い、運用途中にいつでも引き出し可能となっている点も特徴の一つです。

NISAには「つみたて投資枠」「成長投資枠」の2つの投資枠があります。年間の投資枠に限度があり、年間の限度はつみたて投資枠が120万円、成長投資枠は240万円です。2つの投資枠は併用できるため、計360万円を年間で投資できます。なお、NISA全体の限度額もあり、2つの投資枠を合わせた限度額は1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）です。

つみたて投資枠と成長投資枠の違いは、投資の目的にあります。つみたて投資枠はその名の通り、長期の積立分散投資を目的としています。堅実に資産形成を図っていくことを目的としているため、金融庁が認めている投資信託が投資対象となります。

一方、成長投資枠はつみたて投資枠よりも攻めの投資枠だといえるでしょう。つみたて投資枠よりも選べる金融商品が多く、個別の会社の株に投資することも可能です（証券会社によっては、つみたてNISAでも個別株への投資が可能な場合もあります）。その分、株価の価格変動のリスクはありますがハイリターンも期待できます。

筆者としては、NISAではハイリターンを狙った個別株への投資をおすすめしています。会社四季報などで情報収集をし、投資先の会社の成長性や経営状況を判断する必要がありますが、資産を形成する意識を高く持てるはずです。

投資初心者の方は、まずは自分が好きな企業に投資することから始めれば良いでしょう。その企業を応援している気持ちになれます。その上で、会社

の将来性や強みから投資先を選んでいきましょう。経営状況を判断するためには、その会社の売上や営業利益に注目すると良いです。

個別株に投資する場合は、投資先の業種を分散させることがリスクを減らすことにつながります。新型コロナウイルスの際の社会状況を例にすると、社会情勢の変化から成長する業種、そうでない業種が出てきます。投資先を分散させる場合は10~20銘柄ほどにしておくと良いでしょう。

第6章

家を買うなら





第6章： 家を買うなら

自宅を買うなら住宅ローン控除を使え！

現在住宅を買っている方はすでに適用を受けていると思いますが、今後買う予定がある方に知っておいてほしい所得控除が「住宅ローン控除」です。所得が2,000万円以下の方ならば受けられます。ほかにも以下の適用要件がありますので押さえておきましょう。

- ・住宅ローンの返済期間が10年以上
- ・控除を受ける年末に住んでいる
- ・住宅の床面積が50m²以上である（一部住宅は40m²以上50m²未満）
- ・床面積の50%以上が居住用
- ・2棟以上の住宅を有している場合は主な居住用としている

そのほかにも、新築や中古、買取再販（宅地建物取引業者が取得し、リフォームした中古物件を同事業者が取得した日から2年以内に購入した場合）など、住宅の状態によって要件が変わってきます。

例えば新築、中古の場合、引き渡しから6ヶ月以内に居住しなければなりません。また、買取再販の場合は住宅の築年数が10年以上あることに加え、リフォームについても一定の基準を満たしておく必要があります。

では、実際に年間でどのくらいの税額控除を受けられるのでしょうか。控除額は以下のように求められます。

年末の借入残高×0.7%

例えば、新築の住宅を返済期間35年のローンで購入し、年末の借入残高が4,000万円だとすると、控除額は以下の通りになります。

$$4,000\text{万円} \times 0.7\% = 28\text{万円}$$

ただし、住宅ローン控除には借入限度額と控除期間が定められています。例えば、新築の認定住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅の場合は借入限度額が5,000万円、控除期間は13年間です。つまり、1億円のローンを組んでも、最大で5,000万円のみが適用範囲となるということです。

また、借入残高は年ごとに減ってきますので、控除額も年々下がっていきます。借入限度額と控除期間は新築、中古、増改築であるか、また住宅の性能によっても異なってきていますので、自宅を購入する際は住宅ローン控除も検討材料の一つにすると良いでしょう。

住宅ローン控除を使うなら最大限利用しろ！

ここまで見てきたように控除額が大きい住宅ローン控除ですが、最大限に活用するために押さえておきたいポイントがいくつかあります。

まずは、配偶者がいらっしゃる方は住宅ローンを組む際にペアローンを検討すると良いでしょう。ペアローンの場合は本人と配偶者それぞれが住宅ローン控除を受けられるためです。注意したいのは、夫婦の合計所得額です。合計所得額が2,000万円を超える場合は住宅ローン控除は受けられません。

次に、繰り上げ返済の時期です。住宅ローン控除は年末の借入残高によって額が変わってきます。よって、控除が受けられる期間は繰り上げ返済を控えたほうがお得だといえるでしょう。新築の住宅の控除期間は一般的に13年間です。ローン返済期間の最初の13年間は繰り上げ返済をしないほうが良いといえます。

物件を購入するエリアの自治体を利用しろ！

住宅ローン控除以外にも、住居を決める上で活用できる地方自治体の助成や補助金があります。条件に当てはまる場合は積極的に活用することをおすすめします。一つずつ見ていきましょう。

・**自治体の移住・定住推進事業**

若い世代の地方定住のため、各自治体では移住者・定住者向けの助成金制度を定めています。例えば神戸市では若い夫婦や子育て世帯が親と同居、または近くに住むことを条件に最大20万円を助成する制度を設けています。移住して一定期間住むことが条件となることがほとんどですが、移住を検討している方は移住先の自治体が助成制度を設けていないか確認すると良いでしょう。

・**地方創生推進事業**

東京23区内に住んでいる方、または通勤している方が、東京圏外へ移住する場合に助成金が支給されます。移住前10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内で居住または通勤している方が対象となります。そのほか、移住先の中小企業に勤務、またはテレワークで移住前の仕事を続けることなども条件にあります。

助成金は世帯で移住する場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円になりますが、移住先の自治体によって異なります。

・**家賃の助成**

賃貸の場合も、助成金が支給される場合があります。各自治体でさまざまな制度が設けられており、なかには長年住み続けると賃貸の一戸建てが無償で譲渡されるといった制度を設けている自治体もあります。

・**ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）補助金**

ゼロ・エネルギー・ハウスとは、高断熱、省エネ、創エネがそろった住宅のことを指します。設備や住宅のグレードによって補助金額も変わってきますが、定額55万円または定額100万円の補助に加え、追加補助も受けられます。ゼロ・エネルギー・ハウスを検討する場合は、補助金の制度も頭に入れておきましょう。

・子育てエコホーム支援事業

子育て世代に向けた補助金です。18歳未満のお子さんがいらっしゃる、またはご夫婦のいずれも39歳以下であることが条件になります。補助金の対象となるのはZEH水準住宅、認定長期優良住宅の建築、購入についてです。長期優良住宅は建物の劣化対策や耐震性などを鑑みて認定されます。

ZEH水準住宅は80万円、認定長期優良住宅は100万円が補助されます（市街化調整区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域の場合はいずれも半額）。

・長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォームが済んでいる住宅を購入する際に、補助金が施工会社から買主に還元される制度です。一定の耐震性や省エネルギー性が認められれば最大80万円、長期優良住宅の認定を受ければ最大160万円が補助されます。

若者や子育て世代が買主である場合は50万円が加算されるなど、加算条件もある補助金です。

控除を使いながら資産価値が落ちない自宅を手に入れよう！

住宅ローン控除は一戸建てだけでなくマンションも対象となります。マンションを選ぶ際に重要なのは、資産価値が落ちないという予測を立てて購入することです。いざ売りに出すときに価値が下がっていては、どれだけ補助

金や控除を活用しても意味がありません。では、どのような点を考慮すれば良いのでしょうか。

まず大切なのは立地条件です。マンションの内装は後でいくらでも変えられますが、エリアだけは変えることができません。一般的に立地条件の良し悪しは人口の多さ、交通アクセス、周辺施設、周辺の治安によって変わってきます。全ての条件がそろっている場合は、それだけ人気のエリアになるのです。

人口や交通アクセスはすぐにわかりますが、治安の良し悪しはなかなかわからないものでしょう。しかし、エリアごとの犯罪発生率は各県警察がまとめています。マンション購入の際の参考とすると良いでしょう。

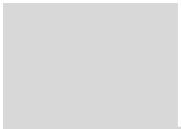
次に、マンションの間取りも確認しましょう。エリアに住んでいるのがファミリー層なのか、単身層なのかによっても間取りの需要は変わってきます。周辺に学校や塾などが多い場合は、ファミリー層に需要のあるエリアと考えられるでしょう。立地条件を確認するのと合わせて、周辺の施設や人の流れにも注目しておきましょう。

最後に、日当たりやマンションからの眺めというのも考慮すべきポイントです。マンションの場合は高層階のものほど価値が高い傾向にあります。同じマンションでも2階よりも10階といったように高い階の方が価値が高いのです。

また、窓の向きにも注目すべきです。日当たりを考慮すると、南向き、東向き、西向き、北向きの順に価値が高まります。周辺の状況だけでなく、部屋の状況についても注目するようにしましょう。

第7章 投資用不動産を 活用した節税





第7章：投資用不動産を活用した節税

節税しながら資産形成をする！

サラリーマンの節税方法の一つとしておすすめするのが、投資用不動産を活用した節税です。

なぜ不動産投資は節税効果が期待できるのか。それは、不動産投資による赤字は損益通算が可能なためです。損益通算とは1年間の利益からほかの損失について差し引ける制度のことです。サラリーマンにとっての一般的な利益とは所得になるので、不動産の赤字額を所得から差し引けるのです。所得を減らせば、それだけ所得税も減らせます。また、不動産投資はいわゆる「副業」とは異なるため、副業禁止のサラリーマンでも実行できます。

では、実際に不動産投資でどのように節税をしていくのでしょうか。詳しく見ていきましょう。

投資×節税！攻めながら守る！

例えば、年収950万円のサラリーマンが3,000万円の中古ワンルームマンションを購入したとしましょう。不動産投資での収入は家賃収入になります（以下の計算は概算です）。

- ・物件の種類 中古ワンルームマンション
- ・物件の購入価格 3,000万円
- ・物件の家賃 13万円

- ・稼働率 95%
- ・年間家賃収入 148万2,000円
- ・諸経費（管理費、修繕積立金、保険、税金など） 29万6,400円
- ・借入返済額 106万円（うち金利部分45万円）
- ・減価償却費 140万円

減価償却とは、不動産などの購入費用を使用可能期間で割って費用計上する会計上の処理のことです。あくまで会計上の損失で、実際に損失が発生しているわけではありません。

今回の条件で考えると、実際の年間の手取りは家賃収入 – 諸経費 – 借入返済額で12万5,600円となります。しかし、会計上の収支は家賃収入 – 諸経費 – 借入返済額の金利部分 – 減価償却費となります。そのため、会計上では以下の通りとなります。

$$148万2,000円 - 29万6,400円 - 45万円 - 140万円 = - 66万4,400円$$

つまり、実際の手取りでは黒字なもの、会計上は年間66万4,400円の赤字が出ているということになるのです。

損益通算では950万円の年収から66万4,400円を差し引くことになります。差し引いた後の所得は883万5,600円です。950万円の所得ですと所得税は33%かかりますが、所得が900万円以下の場合には23%となります。

結果、不動産投資で利益を出しながら、所得税の税率を10%も下げることができる。これが、不動産投資の節税効果です。

●前提条件

- ・年収950万円のサラリーマン
- ・中古ワンルームマンション運用での実際の年間の手取り → 12万5,600円
- ・金利返済や減価償却を入れた分の会計上の収支 → -66万4,400円

●会計上の収支は年収と損益通算できる

つまり・・・

$$950\text{万円} - 66\text{万}4,400\text{円} = 883\text{万}5,600\text{円} \rightarrow \text{所得}$$

ここで所得税の税率に注目

6,950,000円 から 8,999,000円まで → 23%

9,000,000円 から 17,999,000円まで → 33%

よって

●もしマンションを運用していなかったら所得は950万円のまま
→ 所得税33%が適用

●マンション経営によって所得は883万5,600円
→ 所得税23%が適用される

一気に節税する裏技的手法！

不動産投資における節税では、減価償却費がポイントとなります。減価償却費に注目すると、一気に節税できる“裏技的手法”があるのです。それは、耐用年数を超えた一棟アパートに投資をするという手法です。

建物には法定耐用年数が設定されています。例えば、木造アパートの場合は22年、鉄骨鉄筋コンクリート造のものでは47年です。法定耐用年数が過ぎている建物の減価償却期間は以下の通り求められます。

法定耐用年数×20%

つまり、築23年以上の木造アパートを購入した場合の減価償却は22年×20% = 4.4年となるのです。1年未満は切り捨てますので、ここでの減価償

却期間は4年になります。例えば、5,000万円の築23年以上の木造アパートを購入した場合、減価償却費は $4,000\text{万円} \div 4\text{年} = 1,000\text{万円}$ になります。損益通算で考えると、4年間は年間1,000万円を所得から差し引けるということになるのです（建物4000万：土地1000万とした場合）。

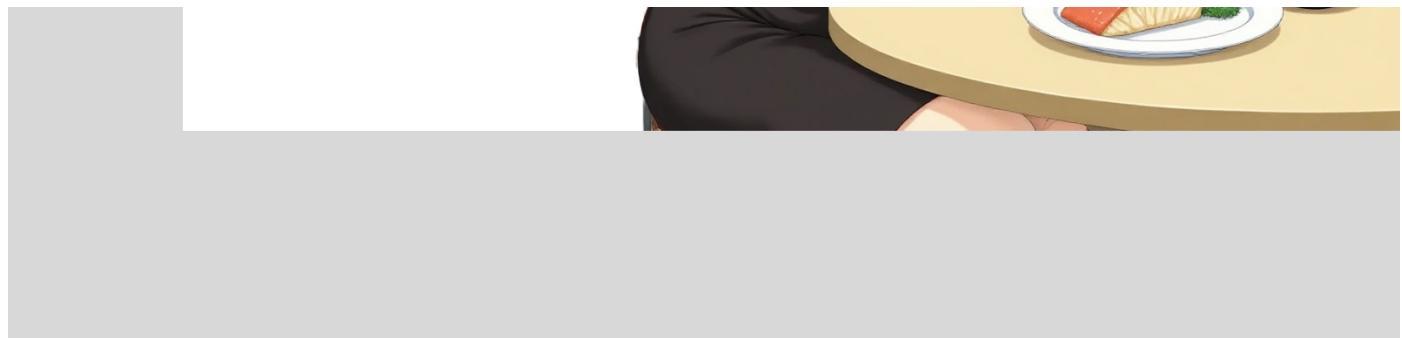
とはいっても、不動産投資による収入面も考えなければならないため、なるべく空き室がなく運用できるか、売却の際に買い手は付きそうかなども考慮しなければなりません。

不動産投資の際は節税効果と収益面の両面で考える必要があるでしょう。

第8章

勤務先の福利厚生を
最大限活用する





第8章：勤務先の福利厚生を最大限活用する

会社にとって福利厚生費は節税になる！

みなさんがお勤めになっている会社は、どれだけ福利厚生が充実しているでしょうか。もしあまり活用したことがないという方がいらっしゃれば、ぜひ活用していただくのをおすすめします。

そもそも会社が費用をかけてまで福利厚生を充実させるのは、福利厚生費は要件を満たせば非課税となるためです。福利厚生には法定福利厚生と法定外福利厚生があります。法定福利厚生とは法律で従業員に提供すべきと定められている福利厚生のことです。健康保険、厚生年金保険、介護保険、労災保険、雇用保険が法定福利厚生に当たります。会社にとっても福利厚生費用は経費となるため税金を減らすことにもつながるので。そして福利厚生を活用した社員のモチベーションが上がり仕事のパフォーマンスが上がれば最高です。

一方、法定外福利厚生とは会社の裁量によって独自に従業員に提供する福利厚生のことです。一般的に住宅手当や食事手当、忘年会などの社内イベント費が該当します。

法定外福利厚生費が非課税となるためには、以下ののような要件を満たす必要があります。

- ・全従業員が対象となる
- ・現金や換金性のあるものではない（慶弔見舞金などは除く）

- ・高額ではなく、常識的観点から福利厚生として妥当な内容、金額である
- ・税制規定にのっとった支出である

会社の福利厚生をフル活用しろ！

では、一般的に非課税枠の法定外福利厚生にはどのようなものがあるのでしょうか。

まずは、食事に関する福利厚生です。社員食堂やドリンクの費用補助などが該当します。費用の50%以上は社員が負担すること、会社の負担額は従業員1人あたり月額3,500円以内にすることなどの要件を満たせば、非課税枠とすることができます。

次に、通勤手当も一般的な法定外福利厚生の一つです。1人あたりの月額は15万円までという定めはありますが、こちらも非課税枠にできます。

育児休暇や時短勤務、社内託児所など子育てに関する福利厚生も非課税枠です。なかには、厚生労働省の助成金が支給されるケースもあります。

そのほか住宅手当や従業員の健康管理、自己啓発なども法定外福利厚生にできますが、ユニークな制度を設けている会社もあります。

例えば、18時以降にオフィス内の冷蔵庫にあるアルコール飲料を自由に飲めるフリーアルコール制度を導入しているのが株式会社SmartHRです。株式会社バンク・オブ・イノベーションでは花粉症手当として、花粉症の診療代やマスク、目薬代などを従業員に支給しています。

福利厚生を活用するのは社員の権利です。自分の会社がどんな福利厚生を用意しているか確認し、お得に活用するべきでしょう。

欲しい福利厚生は労働組合に申請しろ！

ここまで福利厚生について解説してきましたが、「会社が用意するものであって社員である自分には関係のないこと」と思われた方もいらっしゃるのではないかでしょうか。しかし、もし導入したい福利厚生があるのであれば、労働組合に申請するのも一つの方法です。

福利厚生は社員だけでなく、非課税とすることができるため、会社にとっても悪い話ではないのです。税制上の優遇を受けながら、社員の満足度を高められるという利点を会社側にわかってもらえば、導入へのハードルは決して高くはないでしょう。

さまざまな法定外福利厚生の事例をご紹介してきましたが、ここで紹介した事例以外にもさまざまな制度が世の中には存在しています。導入するメリットや非課税となる要件も合わせて、一度労働組合に相談してみてはいかがでしょうか。もちろん仕事のパフォーマンスが上がるということを付け加えてくださいね。権利の主張だけでは認可のハードルは上がってしまいます。

老後の年金問題は会社に解決してもらえ！

5章でiDeCoについて解説しましたが、会社によっては企業型DC（企業型確定拠出年金）を導入しているところもあります。企業型DCは掛金を毎月会社側が拠出する年金制度です。もし導入している会社にお勤めの場合は、加入することをおすすめします。

企業型DCの加入は任意で、加入しなくても良いです。加入しなかった場合、本来の掛け金が給与や賞与に上乗せされます。一見すると毎月の収入が増えるためメリットがあるように思えますが、ここまで所得控除について学んできた皆さんならデメリットの方が大きいことがわかるはずです。所得控除は所得の額によって変わってきます。つまり、掛け金が給与や賞与に上乗せされれば、それだけ所得控除の効果が薄れてしまうということになるのです。そうなのであれば、将来のための投資に回しておいたほうが懸命だといえるでしょう。

再三お伝えしているように、今の国の年金制度はいつか崩壊を迎えることが予想されています。それならば、今勤めている会社に年金問題を解決してもらうという考え方をしてみるのも良いのではないでしょか。

第9章

法人を活用して
さらなる高みへ





第9章：法人を活用してさらなる高みへ

法人には経費という秘密の花園がある！

ここまでサラリーマン個人でできる節税対策について解説をしてきましたが、ある一定の条件を満たす方は法人を設立することでさらに節税できる可能性があります。

法人を設立することをおすすめするサラリーマンは、「給与所得以外の所得がある方」です。例えば不動産所得や株などの資産運用、副業による所得がある方は法人を設立することをおすすめします。なかでも、給与所得以外の所得が500～600万円以上の方は十分な節税効果が期待できます。また、相続税や贈与税の対策を検討している方も、法人設立を検討すると良いでしょう。個人で不動産投資をしている方も管理法人を作ることで個人の節税にもつながります。

法人化による最大のメリットは、経費計上できる範囲が広がるということです。仕事のために使う交通費やカフェ利用の際の会議費のほか、備品も経費にできますし、備品の修繕費も経費として計上できます。法人による事業で生まれた利益を経費によって圧縮することで、税制上で有利になるのです。

また、経費として計上できる大きなものに役員報酬があります。事業で年間1,000万円の利益が生まれた場合、年間600万円を役員報酬として計上すれば、残りの400万円が事業所得となります。1,000万円と400万円の所得では、課税される税額も大きく異なってくるでしょう。役員を配偶者や親族

(給与所得者でない場合) にすることによってさらなる節税も可能となります。

法人にかかる税といえば、法人税です。個人の場合は所得税がかかってきますが、所得税は累進課税のため所得が大きくなればなるほど税率も上がってきます（最大で45.945%）。しかし、法人税は所得が400万円以下の場合は21.36%、400万超800万円以下の場合は23.17%、800万円超ならば33.58%と、所得税に比べて税率が低く抑えられています。例えば個人のまま事業所得で600万円を得た場合、所得税は141万4,100円となりますが、法人税の場合は138万7,800円となるのです。

事業所得が500～600万円以上の方は法人を設立したほうが良いというのがおわかりいただけるでしょう。

不動産を活用して一人会社経営

7章で不動産投資について説明しましたが、所有不動産の名義を法人に移して会社を設立するというのはサラリーマンが法人を設立する一般的な例の一つです。特に所有している不動産が黒字経営で、課税される所得が900万円以上あるサラリーマンは法人化することをおすすめします。

所得が900万円以下である場合でも、法人化しない方が良いというわけではありません。最終的に個人での税率よりも法人での税率の方が少ないのであれば、法人化した方が良いといえます。まずは個人にかかる税率と法人化した場合の税率を比べてみましょう。法人の場合は経費や減価償却を経費として計上できます。ここまで説明してきた所得税や投資用不動産に関する章を参考にしながら計算してみてください。税理士に相談しながら進めるのもおすすめです。

不動産に限らずプライベートカンパニーを作る際の流れは以下の通りになります。

- ・法人の形態を決める（株式会社、合同会社など）
- ・会社名や本店所在地など会社の基本情報を決める
- ・定款（ていかん）作成
- ・会社設立登記
- ・法人口座を開設する
- ・税務署、役所へ法人設立について届け出る

合同会社であれば、初めて会社を設立する方でも比較的容易に設立できます。また、定款は会社の基本ルールを定めたものです。事業目的や本店所在地、役員構成などを記載します。紙で作る場合は収入印紙代として4万円がかかりますが、電子定款であれば印紙代は不要です。

法人では車も自宅も経費になる！

法人化によって経費にできるものの幅が広がるとお伝えしましたが、ほかにどのようなものを経費とすることができますのでしょうか。

例えば、サラリーマンが会社を設立した場合、自家用車を社用車として使用できます。すでに持っている自家用車があれば、ガソリン代や車検代などを経費とすることができます。そのほか、減価償却も適用できます。名義変更しなくとも個人から法人へリースすることで簡単に経費化できます。

ただし、経費計上できるのは仕事で使用した分のみです。どこまでをプライベートとし、どこまで仕事で使用したかというのは事前にルールを定めておきましょう。減価償却費についても、自家用で使用していた分の減価償却費を差し引く必要があります。

また、自宅についても経費とすることができます。自宅を法人名義で契約し、役員社宅制度を使うことで、自宅を社長が住む社宅として取り扱えます。役員社宅制度は家賃について法人が支払い、社宅に住む従業員や社長から賃料の一部を会社が徴収する仕組みです。賃料は法人の経費として計上もできるのです。

会社から徴収される賃料については個人の所得控除として計上できるという点から見ても、非常に節税効果の高いものだといえるでしょう。

代表の医療保険は法人で払え！

医療保険は個人だけでなく、法人も加入できます。契約者を法人とし、被保険人を社長や従業員とするのが法人向け保険です。つまり、社長や従業員の保険料を会社側が支払うことになります。

法人向けの医療保険は、節税効果も期待できます。保険料は経費として計上できますので、保険料を支払うことで所得を減らし、法人税を少なくするというのが基本的な考え方です。サラリーマンが一人で起業した場合は、自分の保険料を法人で支払っていくことになります。

法人向け保険を検討する際は、いくつか押さえておきたいポイントがあります。

まずは、解約返戻金のない掛け捨てタイプの保険を検討してみましょう。2019年の税制改革により、法人向け保険の計上ルールが変更されました。それでも、掛け捨てタイプの保険はルール変更の対象にはならず、保険料の全額が損金として計上できます。

また、医療保険には保険期間が定められている定期タイプ、保障が一生涯続く終身タイプがあります。また、保険料の支払いについても生涯にわたって保険料を支払う「全期（終身）」と、短期、または一括で保険料を支払う「短期」があります。一般的に全期よりも短期の方が一度に支払う保険料が高いです。

タイプによっても、計上の可否が変わってきます。まず、終身タイプ短期払いの保険の場合、年間の保険料が30万円以下である場合は全額を損金として計上できます。定期保険の場合は最高解約返戻率が50%、保険期間3年末

満、最高解約返戻率が70%かつ、年間保険料が30万円以下の場合は保険料を全額損金として計上できます。

医療保険の受取人についても注意が必要です。受取人については法人にもできますが、社長や従業員を受取人とした場合は受け取り側の所得税や贈与税が非課税となります。もちろん、法人には何もお金は発生していないため法人税もかかりません。

受取人が法人の場合でも、給付されたお金を見舞金や慶弔金として個人に渡せば福利厚生費として経費計上可能です。ただし、事前に見舞金や慶弔金についてルールを定めておく必要があります。

以上のように、法人で医療保険を契約することには多くのメリットがあります。これから法人を設立する予定のある方は、医療保険についても十分に検討すると良いでしょう。

まとめ: 効果的な節税戦略の構築

自分の身の丈にあった節税計画を立てる

ここまで、さまざまなサラリーマンの節税方法を解説してきました。節税のために意外とできることは多いのだと驚いた方もいらっしゃるのではないでしようか。

あらゆる節税方法がありますが、大切なのは自分の身の丈に合った節税計画を作ることです。今の自分の年収から鑑みて、普段の生活費はどのくらいかかるかなど考慮し、自分に合った節税方法から始めてみることをおすすめします。

「不動産投資は節税効果が高いから」「法人を作ればいろいろなものが経費に計上できるから」という理由だけで取り組んでみるのは避けた方が良いでしょう。大切なのは自分の状況から計画を作り始めることです。

税金を減らすことだけに集中しない！先を見ろ！

所得控除を活用し、税金を減らすことについて注意が向きがちですが、大切なのは節税だけでなく自分の将来設計をしていくことです。短期的な節税だけ考えるのではなく、自分のお金を守り、将来の自分に投資をしていくという姿勢が大切です。

だからこそ、NISAやiDeCo、不動産投資など、将来の自分のお金を増やす方法についても解説してきました。国は自分たちのお金を全て守ってくれるわけではありません。今のうちから、自己防衛の姿勢を作っていくことが大切です。

手取り給与を増やして、資産の最大化を目指そう！

節税が大切なのはいうまでもありませんが、同時に自分の資産を増やしていくことも大切です。手取り給与を増やしつつ、自分の資産を作っていく。そのような両輪を回すことで、資産の最大化を目指していくと良いでしょう。

最後に、節税も賢く取り組んでいく必要があります。過度な節税は住宅購入や不動産投資などの際の融資に影響する場合があります。また、税務署から目をつけられることにもつながりかねません。せっかく節税と資産形成を進めているのに、そのような事態になつては本末転倒です。

本腰を入れて節税と資産形成に取り組みたいという方は、ぜひ私にご相談いただければと思います。私は税理士ではありませんが、自分自身の経験をお伝えすることはできます。この書が、誰かの将来を守るための一助となりましたら幸いです。

自己紹介

田中

- ・不動産会社勤務歴5年
- ・不動産投資家歴23年以上
- ・年間家賃収入約1,010万円（ローン金額約2.8億円）
- ・保有物件17戸
- ・売却物件数6件（売却益1億100万円）
- ・現役サラリーマン
- ・妻1人、子供1人
- ・保有資格：宅建士、AFP、住宅ローンアドバイザー、英検2級
- ・趣味：仲人（婚活アドバイザー【資格取得】をボランティアでしています）

新卒で不動産投資会社（マンションディベロッパー）に就職。お客様第一ではなく、営業利益優先の会社のあり方に疑問を感じ、メーカーの営業職（コンサル兼務）に転職。

一社目で不動産投資の良さや物件を見る目を培っていたため、転職後、本格的に不動産投資家デビュー。

現在は経営戦略やコンテンツマーケティングを中心に仕事をする。

不動産投資では地道に物件購入と売却を繰り返して、今現在、ワンルーム17戸と一棟の不動産オーナーとなる。

ブログURL：<https://asset-academy.co/profile/>